

### 1.3 埋蔵文化財

当課では、震災直後から、主に埋蔵文化財の被害状況の把握と、宮城県として、今後、埋蔵文化財の取扱いをどのようにしていくかについて、連日、作業・検討を行ってきた。作業等の実施にあたっては、阪神淡路大震災時の兵庫県教育委員会の対応をまとめた記録集「災害から文化財を守る―阪神・淡路大震災文化財復旧復興事業の記録― 第2分冊（埋蔵文化財編）」が実質的なマニュアルとなり、これに今回の震災の特徴である津波被害への対応等を勘案する形で進められた。また、文化庁や兵庫県教育委員会等からは、適宜、参考資料や有益な助言・指導をいただき、大きな助けとなった。以下、主な作業となった(1)～(3)について、対応等を記述する。

#### (1) 被害状況の把握と復旧・復興に係る発掘調査費用等の算出

国土地理院等が撮影した航空写真や現地確認等から津波被災地域を推定し、これと遺跡地図や住宅地図とを照合することによって、津波被害に遭った遺跡数とその遺跡内に位置する住宅及び中小企業の数を算出した。

上記で把握したデータを基にして、住宅等の建物については、ほぼ現位置で再建されるとの仮想の下で、これまでの発掘調査実績を参考に、復旧・復興に伴う発掘調査費用を算出したほか、埋蔵文化財収蔵施設等については、施設の修理や被災遺物の復元等に要する費用を推計した（別紙1～4）。

このほか、各市町村の埋蔵文化財収蔵施設の被害状況についても、電話等での聞き取り又は現地確認を行い、建物の被害と収蔵品（土器等の遺物）の被害状況の把握に努めた。

#### (2) 復旧・復興事業に係る埋蔵文化財の取扱いについて

震災直後から、県内の埋蔵文化財包蔵地内において、復旧工事が行われることが想定された。平成23年3月25日付けの文化庁次長通知を受け、当課から、平成23年3月30日に、ライフラインの復旧や仮設施設の建設等の緊急を要する工事については、文化財保護法93・94条に基づく届出等を不要とするなどを各市町村教育委員会及び県内の主要な機関・民間会社あてに通知した。

★「東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の適用について」（平成23年3月25日付け22庁財第1213号 文化庁次長通知）

★「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財の当面の取扱いについて」（平成23年3月30日付け文第2251号通知）

また、平成23年6月3日には、平成23年4月28日付けの文化庁次長通知を受け、当課から、以後本格化する復興事業に伴う発掘調査についての手続きや発掘調査基準等を定め、復興事業については、文化財保護法93・94条の届出等を要すること、復興事業に伴う発掘調査は、壊される範囲のみ調査対象とするなどを各市町村教育委員会あてに通知した。

★「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」（平成23年4月28日付け23庁財第61号 文化庁次長通知）

★「東日本大震災の復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」（平成23年6月3日付け文第268号通知）

なお、平成 23 年 5 月 12 日と 6 月 30 日に、各市町村教育委員会文化財担当者会議を開催し、上記取扱いについて周知を図った。

### (3) 復興事業に伴う発掘調査について

震災後、津波被害が顕著だった沿岸部を中心に、集団移転や大規模な土地区画整理事業、堤防機能を兼ねた盛土方式の道路の建設、JR 常磐線・仙石線の移設などの復興事業計画案が次第に具体的になり、復興事業が本格化した場合、発掘調査件数及び規模は相当量になると予想された。これらの復興事業は、沿岸部の 15 市町が中心に実施されるが、三陸道建設など複数の県に及ぶ事業も含まれていたため、復興事業に伴う発掘調査の実施にあたっては、埋蔵文化財の取扱いに大きな違いが生じないように近隣県と調整を図ることとした。

調整にあたっては、文化庁が「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」（以下、調整会議）を開催し、文化庁と宮城県・岩手県・福島県・仙台市の 3 県 1 市で、復興事業に伴う発掘調査にかかる問題点を協議した（別紙 5）。

以下、調整会議の主な協議題となった予算措置、地方自治法派遣職員、発掘調査基準の 3 点について、各県からの要望と文化庁からの回答結果を記す。

#### (ア) 復興事業に伴う発掘調査にかかる予算措置

##### a 国庫補助事業に係る国負担率の嵩上げと地元負担分についての特別交付税措置

【要望】国庫補助金（緊急発掘調査費用）については、従来、国 50%、地元自治体（県又は市町）50%の負担割合である。復興事業に伴う発掘調査の費用については、被災自治体の負担が極力少なくなるよう国に予算措置を要望。

【結果】東日本大震災復興交付金で手当てされる。国の負担率は、従来の国負担率 50%+嵩上げ 25%の 75%である。残りの 25%は、一時、地元自治体が負担することとなるが、翌年、特別交付税措置で補填される。これにより、結果的に地元負担はゼロとなる。

##### b 国庫補助対象の拡大

【要望】従来、国庫補助金（緊急発掘調査費用）は、確認調査や個人住宅建設及び零細企業が実施する事業の発掘調査等に限り使用できた。阪神淡路大震災の際、中小企業の事業の発掘調査にも補助対象を拡大したことにより、早期の復興がなされた実績があることから、同様の対応を国に要望。

【結果】中小企業の事業に係る発掘調査にまで補助対象を拡大された。これにより、従来の個人・零細企業の事業に加え、中小企業の事業に伴う発掘調査まで国庫補助金で行うことができるようになった。

#### (イ) 地方自治法第 252 条の 17 に基づく職員派遣（地方自治法派遣）について

【要望】発掘調査体制を強化するため、文化庁の仲介で、全国に自治法派遣職員を要望した。宮城県からの要望人数は、以下のとおり。

- ・ H24 年度 上半期（4～9 月）： 9 人、下半期（10～3 月）： 17 人
- ・ H25～27 年度 上半期（4～9 月）： 26 人、下半期（10～3 月）： 26 人
- ・ H28 年度 上半期（4～9 月）： 17 人、下半期（10～3 月）： 17 人

★全員公務員

\*なお、本県においても、東北歴史博物館、多賀城跡調査研究所に調査員の派遣を依頼し、各1～2名程度の調査協力が得られる見込みである。

【結果】全国から上記人数を上回る協力が得られる見込みとなり、文化庁が調整することとなった。

(ハ) 発掘調査基準について

復興事業に伴う発掘調査に係る発掘調査基準は、以下のとおりである。

【方針】

- 工事により埋蔵文化財が掘削される場合は、記録保存の発掘調査を実施する。  
この場合、工事による掘削が及ばない場合は、原則として下層の調査は行わない。
- ただし、工事により埋蔵文化財が掘削されない場合でも、埋蔵文化財に何らかの影響を及ぼすと判断される場合は、記録保存の発掘調査を実施する。
- なお、当該埋蔵文化財が保存される場合であっても、当該埋蔵文化財の性格等を考慮して、各種情報収集等が必要な場合については、発掘調査を実施することができる。

\*この考え方は、今後の発掘調査の進捗に伴い、適宜、見直すことができる。

【事業別の対応】別紙のとおり（別紙6）

## 東北地方太平洋沖地震に伴う津波被災遺跡

No.	市町名	遺跡数		遺跡面積 (㎡)		個人住宅・零細 企業数(A)		中小企業数 (B)		大企業数 (C)	
			うち住 宅があ る遺跡		うち宅地 等面積	遺跡内	隣接 地	遺跡 内	隣接 地	遺跡 内	隣接 地
1	仙台市	39	32	1,323,501	437,768	227	50	30	47	5	5
2	塩竈市	66	16	277,938	24,588	33	34	1	0	6	6
3	名取市	39	32	3,502,938	776,868	346	83	26	4	8	0
4	亶理町	9	9	128,462	5,607	109	25	0	0	0	0
5	山元町	22	19	572,506	74,826	68	92	0	0	1	0
6	岩沼市	10	5	797,812	381,656	189	31	0	1	1	0
7	松島町	46	13	273,988	41,181	113	52	5	1	4	0
8	多賀城市	14	13	760,125	350,832	193	114	33	14	14	1
9	七ヶ浜町	34	15	311,312	38,543	56	40	0	0	3	0
10	利府町	5	1	81,125	7,000	5	4	0	0	0	0
11	気仙沼市	37	28	751,562	120,662	169	128	3	1	1	0
12	南三陸町	32	22	519,975	60,748	63	36	0	2	0	0
13	石巻市	74	49	1,578,000	389,026	665	349	43	28	3	3
14	東松島市	59	33	1,214,000	132,757	99	72	4	4	0	7
15	女川町	33	25	631,688	119,232	247	150	15	8	1	1
合計		519	312	12,724,932	2,961,294	2,582	1,260	160	110	47	23
						3,842		270		70	

※隣接地：遺跡範囲から約20mまでの範囲

## (別紙2) 東北地方太平洋沖地震に伴い被災した考古資料の再整理等および収蔵施設等

No.	市町村名	展示施設	展示品	収蔵施設	収蔵考古資料
0	宮城県	東北歴史博物館	一部破損	①東北歴史博物館 ②浮島収蔵庫	①被害なし ②資料破損 1000 点程, 1000 箱か
1	仙台市	富沢遺跡保存館		向田整理収蔵室ほか	1000 点, 2000 箱か
3	角田市	郷土資料館	一部破損	郷土資料館	一部破損
12	名取市			整理室収蔵庫	テン箱 1200 箱倒壊破損
3	亘理町	郷土資料館	一部破損	郷土資料館	一部破損
14	山元町	資料館	一部破損	資料館裏プレハブ	一部破損
17	多賀城市	埋文センター史遊館	一部破損	埋蔵文化財センター	一部破損
18	七ヶ浜町	歴史資料館	一部破損	プレハブ	一部破損
19	利府町	郷土資料館	5 点破損	浜田地区収蔵庫	テン箱 700 箱津波かぶり。 破損 500 点くらいか
24	大崎市	①松山ふるさと歴史館 ②山畑横穴展示室	被害なし	①出土文化財管理センター ②田尻整理室	①資料破損 1000 点程 テン箱 2500 箱倒壊 ②一部破損
26	加美町	①東北陶磁文化館 ②縄文芸術館 ③墨絵美術館 ④ふるさと陶芸館 ⑤小野田交流施設	①10 数点が破損 ②半数が破損 ③1 点破損 ④1 点破損 ⑤被害なし	①宮崎文化財整理室 ②中新田収蔵庫 ③小野田収蔵庫	被害なし
27	涌谷町	①天平ろまん館 ②資料館	被害なし	プレハブ	一部破損
29	栗原市	①築館文化財センター ②一迫文化財センター ③若柳郷土資料館	一部破損	①築館文化財センター ②一迫文化財センター	①一部破損 ②被害なし
30	登米市	歴史博物館	被害なし	収蔵庫	被害なし
33	石巻市	石巻文化センター	津波かぶる	石巻文化センター	津波かぶる, 1000 点, 500 箱か
34	東松島市	縄文村	一部破損	野蒜の収蔵庫	津波により流出, 200 点, 200 箱か
35	女川町	生涯学習センター	津波によりほぼ流出か	①生涯学習センター ②公民館	津波により流出

## 文化庁視察行程

## ★第1日目

日 時：6月21日（火） 10:00～17:15

参加者：文化庁記念物課埋蔵文化財部門 主任調査官 榎宜田佳男  
 文化財調査官 近江 俊秀  
 文化庁美術学芸課古墳壁画室 古墳壁画対策調査官 建石 徹  
 宮城県教育庁文化財保護課 埋蔵文化財第二班長 高橋 栄一

	市町名	視察先	目的
1	南三陸町	志津川中学校	高台移転候補地の視察
2	栗原市	築館出土文化財センター	収蔵施設の被害状況視察
3	大崎市	古川出土文化財管理センター	収蔵施設の被害状況視察 公共施設の被害状況聞き取り
4		史跡山畑横穴群	崩落箇所の視察 復旧計画の聞き取り

## ★第2日目

日 時：6月22日（水） 8:30～17:15

参加者：文化庁記念物課埋蔵文化財部門 主任調査官 榎宜田佳男  
 文化財調査官 近江 俊秀  
 文化庁美術学芸課古墳壁画室 古墳壁画対策調査官 建石 徹  
 宮城県教育庁文化財保護課 埋蔵文化財第二班長 高橋 栄一

	市町名	視察先	目的
1	石巻市	石巻文化センター	収蔵施設の被害状況視察
2	東松島市	矢本横穴墓群	崩落現場視察
3		野蒜収蔵庫	収蔵施設の被害状況視察
4		縄文村歴史資料館	収蔵施設の被害状況視察 里浜貝塚ほか被害状況視察
5	多賀城市	東北歴史博物館浮島収蔵庫	収蔵施設の被害状況視察
6		東北歴史博物館	博物館施設・周辺の被害状況視察

★第3日目

日時：6月23日（木） 8:30～17:15

参加者：文化庁記念物課埋蔵文化財部門 主任調査官 榎宜田佳男  
 文化財調査官 林 正憲  
 文化庁記念物課企画調整係 係長 堀 敏治  
 宮城県教育庁文化財保護課 埋蔵文化財第一班長 天野 順陽

	市町名	視察先	目的
1	山元町	沿岸部津波被災地	高台移転候補地の視察 復興事業計画の聞き取り 常磐道発掘調査進捗状況聞き取り
2	亘理町	郷土資料館	収蔵施設の被害状況視察 津波被災地の被害状況聞き取り 高台移転候補地の視察
3	仙台市	杳形遺跡	弥生時代頃の津波堆積層の視察
4		向田整理室	収蔵施設の被害状況視察



南三陸町 志津川中学校より



栗原市 出土文化財センター



栗原市 センターの内部



大崎市 出土文化財管理センター



大崎市 センターの内部



石巻市 文化センター



東松島市 野蒜収蔵庫



東北歴史博物館 浮島収蔵庫



## 東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議について

## 1. 会議出席者

- ①主 催 : 文化庁文化財部記念物課  
②オブザーバー : 奈良文化財研究所, 兵庫県教育委員会, 神戸市教育委員会  
③被災県 : 岩手県教育委員会, 宮城県教育委員会, 福島県教育委員会

## 2. 会議開催日

回	会 議 日	場 所	備 考
第1回	平成23年7月12日(火)	宮城県庁	
第2回	平成23年9月2日(金)	岩手県民情報交流センター	
	平成23年10月3日(月)	宮城県庁舎分室	3県1市の事前 打合せ
第3回	平成23年10月13日(木)	福島県立図書館	
第4回	平成23年11月7日(月)	宮城県庁	
第5回	平成23年12月13日(火)	文化庁	

## 復興事業に伴う発掘調査基準等について

### I. 発掘調査基準について

#### 【方針】

- 工事により埋蔵文化財が掘削される場合は記録保存の発掘調査を実施する。この場合、工事による掘削が及ばない場合は、原則として下層の調査は行わない
  - ただし、工事により埋蔵文化財が掘削されない場合でも、埋蔵文化財に何らかの影響を及ぼすと判断される場合は、記録保存の発掘調査を実施する
  - なお、当該埋蔵文化財が保存される場合であっても、当該埋蔵文化財の性格等を考慮して各種情報収集等が必要な場合については、発掘調査を実施することができる
- \*この考え方は、今後の発掘調査の進捗に伴い、適宜、見直すことができる

#### 【事業別の対応】

##### 1. 道路の盛り土部分

試掘・確認調査で調査範囲を決定

- 調査対象部分の全面を表土剥ぎ・遺構検出作業
- 検出遺構の精査
  - ・ 遺構の内容を把握するための調査を実施
  - ・ 遺構の種類、遺跡の性格等を総合的に判断し、調査方法・範囲を決める
  - ・ 基本的に遺構の半裁・部分的な掘り下げで留めるが、必要に応じ、完掘することもある（重要遺跡の確認調査のようなイメージ）
  - ・ 下層の調査は、遺跡の性格等を総合的に判断し、調査方法・範囲を決める

##### 2. 個人住宅建設

###### (1) 柱状改良杭を施工する場合

確認調査を実施

- 遺構の内容、遺跡の性格等を総合的に判断し、調査方法・範囲を決める  
(調査側・施工側の安全性を考慮した範囲で調査を実施)

①平面+断面を調査(部分的に掘り下げ)

②すべて掘り下げ(全面的な調査)

- 下層の調査は、遺跡の性格等を総合的に判断し、調査方法・範囲を決める

###### (2) 表層改良を施工する場合

確認調査を実施

- 表層改良を行う範囲(平面・深さ)について本発掘調査 ← 破壊扱い  
(調査側・施工側の安全性を考慮した範囲で調査を実施)

- 下層の調査は、遺跡の性格等を総合的に判断し、調査方法・範囲を決める

## II. 発掘調査のマニュアルについて

### ◎発掘調査の基準・方向性を記述するに留める

→遺跡の性格や遺構の検出状況等によってケースバイケースの判断が必要なため、細部まで明文化するのは困難

## III. H24年度以降に想定される事業

### 1. 復興事業

道路（三陸自動車道，常磐道，堤防機能を持つ県道の嵩上げ工事等），土地区画整理事業，集団移転に伴う土地造成，被災者住宅の新築，被災企業の新築，JR常磐線・仙石線の移設，復興公営住宅の建設等

### 2. 通常事業

道路（国・県・市道建設等），県営圃場整備事業，宅地造成，個人住宅新築等

## IV. その他

### 1. 冬期における発掘調査

・工事主体者と協議して決めることとなるが，復興事業・通常事業とも冬期間も含め，通年で対応することとしている

### 2. 休日における発掘調査

・原則，土日休日は作業休止となるが，緊急を要する場合は対応する

### 3. 報告書作成の体制と期間等

・原則，発掘調査に関わった職員が報告書を担当する

・対象遺跡の遺物・遺構量，担当職員の作業量，他の調査の進捗状況等を総合的に判断し，報告書担当者，期間等を決めることとなる

・報告書の刊行時期は事業者と協議して決める

・報告書の作成方法については，通常より簡易な方法とする